

第3種旅行業務の範囲の変更について

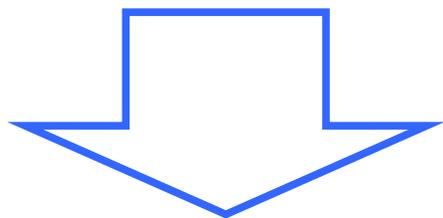
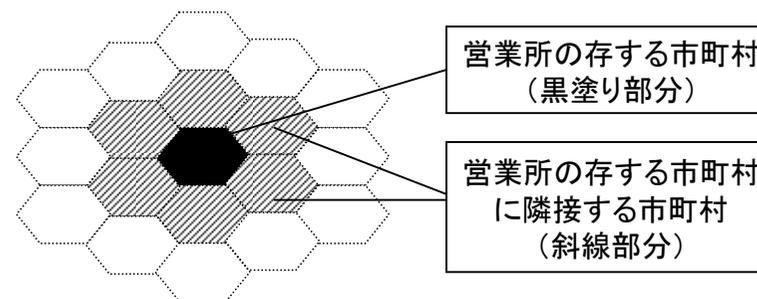
背景

- 地域が企画する創意工夫に満ちた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行業者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」(平成18年2月15日構造改革推進本部決定)に盛り込まれた。
- これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行業者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとする内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられた。
- これを踏まえ、旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)を改正し、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定の整備を行う。

改正の概要

- 次の条件の下、募集型企画旅行を実施することができるよう、第3種旅行業務の範囲を変更
 - ・ 旅行の催行区域が、旅行毎に、一の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び国土交通大臣の定める区域^{*}の区域内に設定されていること
 - ・ 旅行代金(一定の比率以内で設定される申込金を除く。)については、旅行開始日より前の収受は行わないこと

※ 催行可能な区域のイメージ(黒塗り部分及び斜線部分)



消費者保護を図りつつ、地域の観光資源を熟知した地元の中小観光事業者による旅行商品の創出を促進。

(参考) 制度改正後の旅行業者の業務範囲等

	業務範囲				主な登録要件	
	企画旅行			手配旅行	営業保証金	基準資産額
	募集型		受注型			
	海外	国内				
第1種	○	○	○	○	7000万円	3000万円
第2種	×	○	○	○	1100万円	700万円
第3種	×	○ (区域限定かつ当日払い)	○	○	300万円	300万円